

四日市市告示第162号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) 三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領(平成27年6月25日付健福第13-192号)別紙1-1に定める地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。)及び併設される<u>ショートステイ用居室</u></p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1)から(6) (略)</p> <p>(7) 三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要領(平成27年6月25日付健福第13-192号)別紙1-1に定める地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下の特別養護老人ホームをいう。)</p>

別表第 2

種別	区分	単価	単位
市町 村交 付金 対象 施設	第 3 条第 7 号に規定する施設		
	地域密着 型特別養 護老人ホ ーム及び 併設され るショー トステイ 用居室	4, 48 0 千円	整備 床数

別表第 2

種別	区分	単価	単位
市町 村交 付金 対象 施設	第 3 条第 7 号に規定する施設		
	地域密着 型特別養 護老人ホ ーム	4, 48 0 千円	整備 床数

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)